

平成28年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成28年8月25日(木)午後2時00分

議会棟AB会議室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席農業委員

1番 嶺 岸 勝 志

2番 成 島 誠

3番 大 炊 三枝子

4番 中 野 栄

6番 根 本 博

7番 田 村 星 寿

8番 宮久保 勝

9番 三 須 清 一

10番 須 藤 喜一郎

4. 欠席農業委員

5番 大 井 栄 一

5. 出席推進委員

長 島 操

齊 藤 剛 廣

川 口 浩

日下部 一 利

加 賀 文 志

田 村 正 明

渡 邊 一 郎

香 取 典 男

6. 出席事務局職員

局 長 渡 辺 唯 男

次 長 成 嶋 文 夫

次長補佐 落 合 敦

農地係長 富 塚 隆 則

7. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第4号 我孫子市農業委員会会議規則の改正（案）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について（農地法第5条）

三須清一会長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、委員さん方には総会に出席ご苦労さまです。また7月、8月と暑い中、農地パトロールをしていただき、本当にご苦労さまでした。

ただ今から平成28年第8回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

10番 須藤喜一郎委員

1番 嶺岸勝志委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から第4号まで、合計4議案についてです。

議案第1号は「農地法第3条の規定による許可申請について」です。申請件数は1件です。

議案第2号は「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願について」です。

議案第3号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。

議案第4号は「我孫子市農業委員会会議規則の改正（案）について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の整理番号1を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年8月25日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号1の説明をいたします。議案資料は1ページからとなります。

申請地は〇〇字〇〇地先の登記地目・田、現況地目・雑種地の合計3筆で、面積は700

m²です。JR成田線〇〇駅の西側約2kmに位置しています。位置図は議案資料の4ページをご覧ください。

所有権の移転を行うものです。譲受人は〇〇にお住まいの農業者で、経営拡大のために買い受けするものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第1号整理番号1について調査結果を報告します。譲受人及び譲渡人の妻双方の立ち会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は借受地を含めると約1.7ヘクタール、農作業従事日数は夫婦それぞれ年間150日です。トラクター、軽トラックなどをそろえています。

なお、売買代金は合計〇〇万円とのことです。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより審議に入ります。ご意見のある委員は挙手をお願いします。

(なし)

よろしいですか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願について」を議題とします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開します。

議案第 2 号について、宮久保調査会長より調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第 2 号について調査結果を報告いたします。議案書は 2 ページで、議案資料は 7 ページから 13 ページになります。

申請地は〇〇字〇〇〇の畑二筆、申請面積は 1,439m²です。相続により継承することになったものです。申請地を確認したところ農地を適正耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。よって、第 2 調査会では全員一致をもって証明相当であると判断いたしました。

以上です。

三須清一会長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認めます。

議案第 2 号について証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号は原案どおり証明することにいたしました。

続いて、議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を審議します。

なお、整理番号 7 については〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇委員には農業委員会会議規則第 14 条の規定に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 3 ページをお開きください。

議案第 3 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 1 項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成 28 年 8 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は 14 ページからとなります。

新規の賃借権設定が整理番号 1 から 3 までの計 3 件、賃借権の再設定が整理番号 4 から 8 までの 5 件です。

整理番号 1 の設定農地は〇〇〇地先の田二筆、合計面積は 3,012m²です。借受者は〇〇〇の農業者、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号 2 の設定農地は〇〇〇〇字〇〇〇地先の田 4 筆及び〇〇〇の田一筆、合計面積

は 4,169m²です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号3の設定農地は〇〇〇地先の田5筆、合計面積は1万 4,951m²です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号4の設定農地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,000m²です。借受者は印西市の株式会社永治郷土園で、貸付者は〇〇市在住の方です。賃借料は 10 アール当たり〇万円で、期間は6年間です。

整理番号5の設定農地は〇〇字〇〇地先の登記地目・畑、現況地目・田の4筆、合計面積は 622m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

整理番号6の設定農地は〇〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇地先の田二筆及び〇〇〇字〇〇地先の田一筆、合計面積は 8,159m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は6年間です。

整理番号7の設定農地は〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇地先の田一筆、〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 8,273m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は6年間です。

整理番号8の設定農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田3筆、合計面積は 8,051m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kg で、期間は 10 年間です。

以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 整理番号1及び2の借受者の経営面積は、自作地約 2.83 ヘクタールです。農業従事日数は本人及び妻がそれぞれ年間 300 日です。トラクター3台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号3の借受者の経営面積は、借受地を含め約 4.7 ヘクタールです。農業従事日数は本人、妻及び父がそれぞれ年間 300 日、子供が 100 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号4の借受者の経営面積は、借受地を含め約 9.18 ヘクタールです。農業従事日数は本人が 250 日で、従業員が 280 日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号5の借受者の経営面積は、借受地を含め約 2.59 ヘクタールです。農業従事日数は本人及び妻がそれぞれ年間 150 日、子供が 60 日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号6の借受者の経営面積は、借受地を含め約 3.87 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 300 日、妻及び子供がそれぞれ 250 日です。トラクター2台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号7の借受者の経営面積は、借受地を含め約 15.3 ヘクタールです。農業従事日数は本人、妻及び子供が年間 280 日、子供の妻が 80 日です。トラクター5台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号8の借受者の経営面積は、借受地及び貸付地を含め約 12.8 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 300 日、母が 250 日です。トラクター3台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から8までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号の整理番号7を除く整理番号1から6及び8に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

須藤委員。

須藤喜一郎委員 4番の株式会社永治郷土園はどんな会社なんですか。

影山和美農政課主任 農政課の影山と申します。よろしくお願ひいたします。

永治郷土園さんは印西市にある株式会社です。今回、利用権の継続が決定したのは2回目です。松山下公園の二又に分かれるところから右側に行くと観音寺というお寺さんがあるんですけども、あの辺りが事業所になっております。平成24年に設立されまして、具体的にはそちらのほうに書かれているように9ヘクタールぐらいを現在やられているということです。主に農作物の生産、加工、販売、あと農作物の代行及び受託。また、農業生産用資材の製造、販売と体験農園、観光農園の管理運営。あと新規就農者の就農支援活動等の事業を行っているということです。農作物はお米をメインにトマトとかをビニールハウスで作っていらっしゃるということです。従業員は代表の方〇〇さんを含まして2名で、繁忙期にはアルバイト等を雇って、ある程度まとまった農地のほうの収穫とか作付けを行

っているという状況になります。

三須清一会長 よろしいですか。

須藤喜一郎委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号の整理番号1から6及び8について採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1から6及び8は原案どおり決定することとしました。

続いて、議案第3号の整理番号7に対する質疑に入ります。〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退席していただきます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(〇〇委員、退室)

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

続いて、議案第3号整理番号7について採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号7は原案どおり決定することとしました。

宮久保調査会長は自席にお戻りください。

〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇委員が席に戻ったことを確認)

続いて、議案第4号「我孫子市農業委員会会議規則の改正(案)について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の 10 ページを開いてください。

農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、会議規則を改正するもので、規則第 8 条を対照表のとおり下線部を「第 31 条第 1 項」に改正するものです。

説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第 4 号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

須藤喜一郎委員 第 31 条第 1 項というのはちょっと勉強不足で私は分からないんですけども、これは何ですか。24 条第 1 項を 23 条第 1 項に変える。内容的にはどんなことなんでしょうか。

事務局 法律の内容的なものは全く変わってないんですけど、議事参与の制限というところですね。今回中野委員に議事参与の制限がありましたけど、これが農業委員会等に関する法律の 24 条第 1 項で定められていました。それが今回の法律改正でいろんな条文が付け加えられたことによって少しずつずれていったんです。間に 7 条ぐらい入ったことによって、今回 31 条第 1 項までずれてしまったということです。番号が変わっただけで中身は全く変わってないということです。

三須清一会長 よろしいですか。

須藤喜一郎委員 はい。

三須清一会長 ほかにございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 4 号を採決します。原案どおり改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 4 号は原案どおり改正することとしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第 1 号から第 3 号までの 3 件です。議案書は

11 ページからとなります。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計5件受理しました。転用目的・事由は整理番号1と3及び4がいずれも宅地で、整理番号2が店舗、駐車場、整理番号5が駐車場です。

続いて、報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計9件受理しました。転用目的・事由は、整理番号6が店舗、駐車場で、そのほかがいずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、報告第3号は、前回の総会の審議案件で「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」です。農地法第5条関係の1件を諮問したところ、平成28年8月1日に許可相当と議決され、回答がありました。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から3号まで、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これもちまして我孫子市農業委員会平成28年第8回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人